

商工第9号
令和3年4月5日

一般社団法人岩手県工業クラブ 会長 様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本日（4月5日）から5月5日までの31日間、宮城県、大阪府、兵庫県でまん延防止等重点措置が発令されたことを受け、県では、本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第31回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、新型コロナウイルス感染症に関する留意事項等について報告されるとともに、当部からは、ステージⅡ相当以下と判断した都道府県が実施する旅行商品の割引等に国が必要な費用を支援する地域観光事業の概要を報告いたしました。

また、県民の皆さまには、まん延防止等重点措置が発令されている地域との往来について、不要不急の帰省や旅行など、感染拡大防止の観点から自粛をお願いするとともに、県内では、3月中旬以降、連日、家庭や職場における複数の感染事例が確認されていることや、初めてイギリス型の変異株が確認されたことなどから、三密を避け、手洗いや常時マスクの着用などの基本的な感染対策の一層の徹底をお願いする知事メッセージが発出されました。

つきましては、貴会におかれましても、別添の知事メッセージ及び本会議での報告内容について御了知いただき、一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくとともに、会員の皆様への周知について、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第31回本部員会議
知事メッセージ（令和3年4月5日）

本日（4月5日）から5月5日までの31日間、宮城県、大阪府、兵庫県でまん延防止等重点措置が発令されています。

まん延防止等重点措置が発令されている地域との往来は、不要不急の帰省や旅行など、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域との往来については、慎重な判断をお願いします。

県内の感染状況は、本日（4月5日）現在、人口10万人当たりの直近1週間の新規患者数が7.8人、確保病床使用率は28.4%となっており、3月中旬以降、連日、家庭や職場における複数の感染事例が確認されていることに加え、感染者数が多いクラスターも確認されております。また、県内で初めて、イギリス型の変異株が確認されました。

日々の新規患者数をこれ以上増やさないため、県民の皆さま、来県される皆さまには、三密を避け、手洗いや常時マスクの着用などの基本的な感染対策を一層徹底していただくようお願いします。

また、発熱、咳等の体調不良時には、「かかりつけ医」「受診・相談センター」に電話相談の上、早期に医療機関を受診し、検査を受けていただきますようお願いいたします。

医療機関には、発熱等の症状のある方への積極的な検査の実施をお願いします。

令和3年4月5日
岩手県知事 達増 拓也

岩手県事例に係る変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施状況
(令和 3 年 4 月 5 日現在)

1 変異株 PCR 検査 (スクリーニング検査・岩手県環境保健研究センター)

- (1) 変異株発生の早期探知を強化するため、令和 3 年 2 月から県環境保健研究センターにおいて検査を開始。
- (2) 検査対象：県環境保健研究センターで確認された陽性例全例 (当面の間)。
- (3) 検査結果：これまでに 120 件実施し、2 件の変異株を検出^{*}。陽性となった 2 件から、現時点で県内での感染拡大は確認されていない。

| 実施月 | 総件数 | うち陽性 | 検査対象 |
|------------|-------|------|---------------------|
| 令和 3 年 2 月 | 47 件 | 0 件 | 令和 3 年 1 月～2 月公表分 |
| 令和 3 年 3 月 | 31 件 | 0 件 | 2 月～3 月 21 日公表分 |
| 令和 3 年 4 月 | 42 件 | 2 件 | 3 月 22 日～4 月 4 日公表分 |
| 計 | 120 件 | 2 件 | |

※ スクリーニング検査において陽性となった検体は、変異株の種類を特定するため国立感染症研究所に速やかに送付し、ゲノム解析を実施。

2 ゲノム解析 (国立感染症研究所)

- (1) 全国のクラスター対策に活用するため、令和 2 年 3 月から国立感染症研究所において実施。
- (2) 解析対象：① 県環境保健研究センター等で確認された陽性例のうち、ウイルス量が多い検体 (定期的な検査)
② 県環境保健研究センターによる変異株スクリーニング検査において、陽性となった検体 (随時の検査)
- (3) 解析結果：212 件の解析が終了しており、2 件の変異株 (英国変異株) を確認。県内の事例では、令和 3 年 1 月以降、国内第 3 波系統が多くを占めている。

| 検査分類 | 検体送付 | 総件数 (件) | 解析結果(件) | | | 摘要 |
|------|------|------------|-------------|-------------|-----|-------------------|
| | | | 国内第2 波系統 | 国内第3 波系統 | 変異株 | |
| 定期検査 | 1回目 | 139 | 119 | 20 | 0 | 令和2年7月～令和3年1月公表分 |
| | 2回目 | 71 | 36 | 35 | 0 | 令和2年11月～令和3年2月公表分 |
| | 3回目 | 40 | — | — | — | 令和3年3月公表分(結果未着) |
| 随時検査 | 1回目 | 2 | 0 | 0 | 2 | 英国型変異株 |
| 計 | | 252 | 155 | 55 | 2 | |

(参考資料 1)

第 28 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード
(令和 3 年 3 月 31 日)資料

新型コロナウイルス感染症 (変異株) の評価・分析

1. N501Yの変異のある変異株

- 「N501Yの変異がある変異株」は、従来株よりも、**感染しやすい可能性**がある。
- 英国で確認された変異株(VOC-202012/01)、南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)、フィリピンで確認された変異株がこの変異を有している。
- 英国や南アフリカで確認された変異株については、**重症化しやすい可能性**も指摘されている。
- 3/30時点、国内事例678例、空港検疫123例の計801例が確認されている。

2. E484Kの変異がある変異株

- 「E484Kの変異がある変異株」は、従来株よりも、**免疫やワクチンの効果を低下させる可能性** (*1) が指摘されている。
- 南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)、フィリピンで確認された変異株がこの変異を有している。

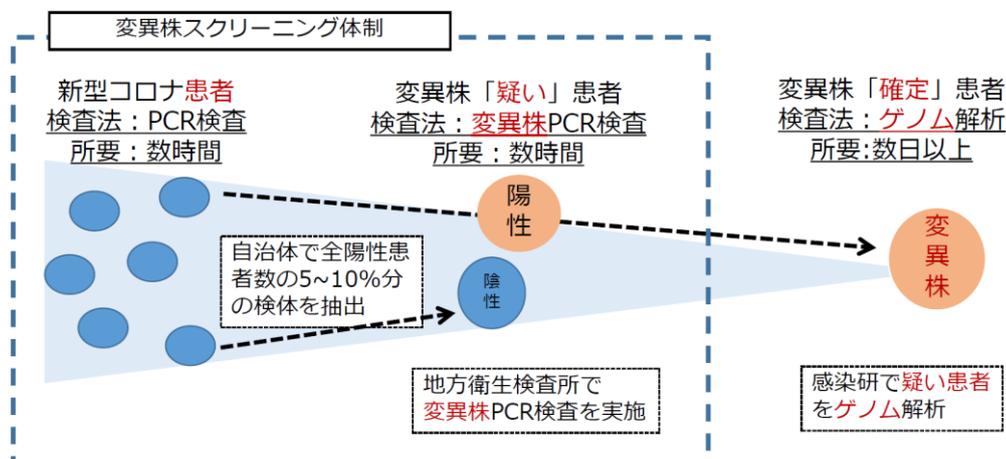
*1 この変異のみでワクチンが無効化されるものではなく、ファイザー社のワクチンの場合は、承認審査において、モデルウィルスを用いた非臨床試験を通じ、種々の変異株にも一定の有効性が期待できるが、今後も変異を注視し、引き続き検討が必要とされている。

※ 上記のほかに「N501Yの変異はないがE484Kの変異がある変異株」を、3/25時点、我が国では、1,161例(国内1,156件、検疫5件) 確認している。

1

新型コロナウイルス感染症 (変異株) のスクリーニング体制

- 1/22、全国の地方衛生検査所に、変異株PCR検査手法を提供。順次、**地方衛生検査所で変異株PCR検査を用いた変異株スクリーニングを開始**。
- 現在、スクリーニング体制の検討中の自治体には、**国立感染症研究所が変異株スクリーニングを代行して実施**。



※変異株が確認された自治体においては割合をあげてスクリーニングを強化

4

(参考資料 2)

都道府県別の変異株（ゲノム解析）確認数について（3月31日公表分）

（厚生労働省ホームページ）

都道府県別の変異株（ゲノム解析）等確認数

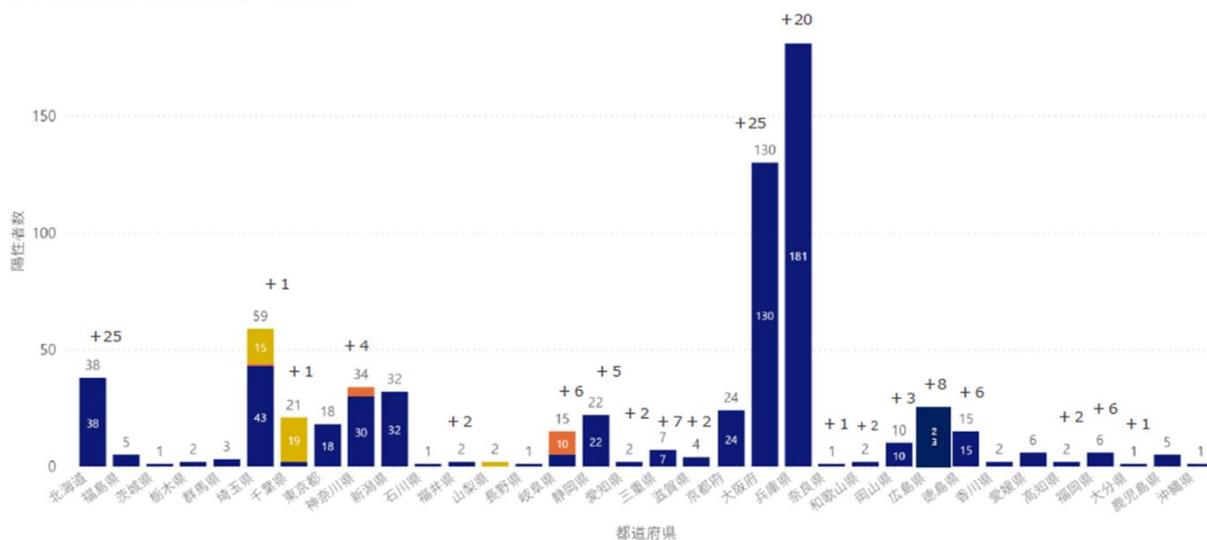
3月30日時点

括弧内は3/24公表との比較

- 国内事例678例（+129）、検疫123例（+23）の合計801例（+152）を確認※1
 - 国内事例のうち、英国627例（+126）南アフリカ15例（+2）ブラジル36例（+1）
- ※34都道府県（新たに福井県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、高知県、福岡県、大分県）で確認。

1：英国で確認された変異株、2：南アフリカで確認された変異株、3：ブラジルで確認された変異株

ゲノム解析結果（都道府県別） ●1 ●2 ●3

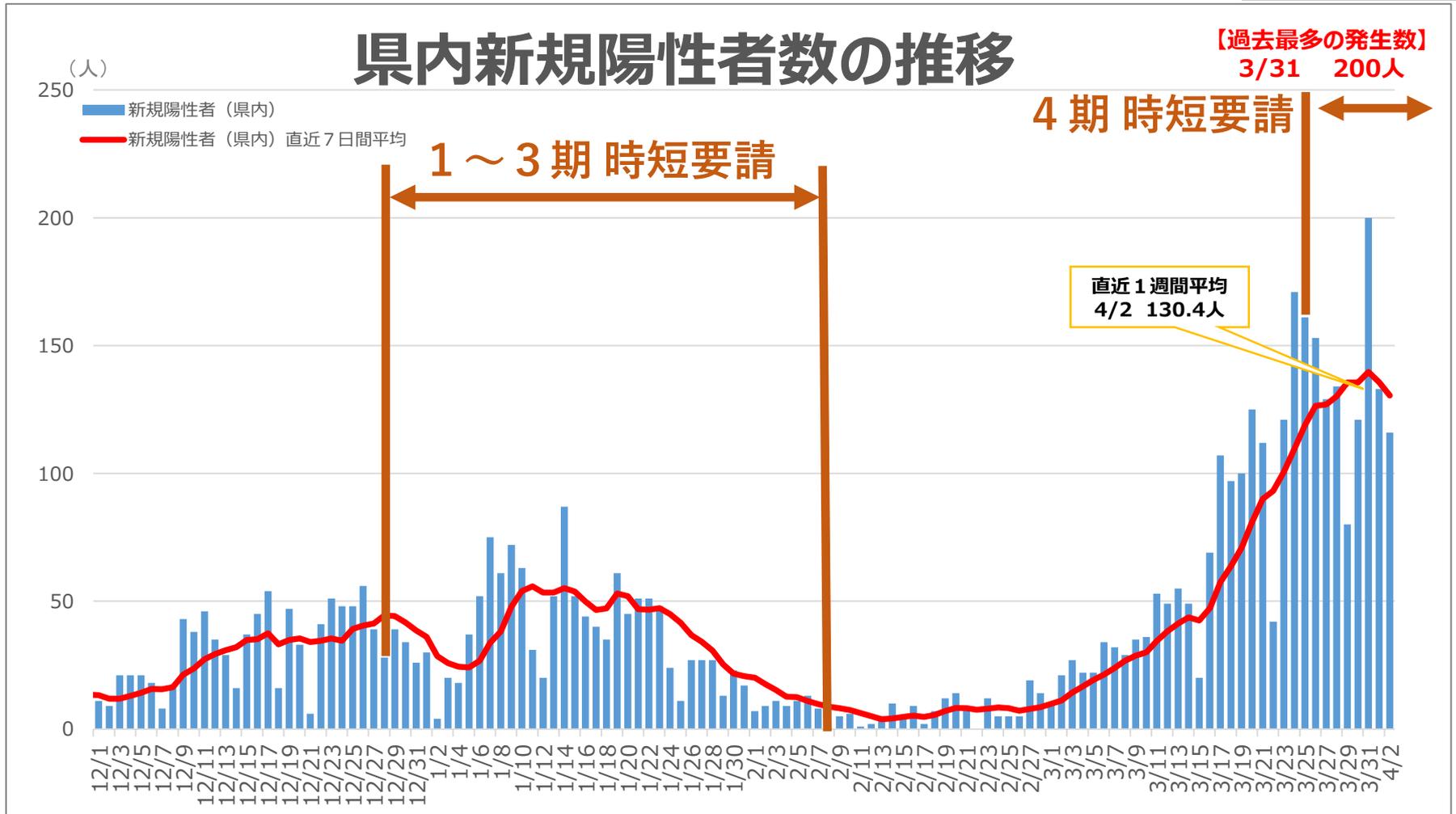


(参考) 変異株PCR陽性者数 累計1200件 (+408)
(速報値) ※2

※1 国内事例は公表日前日までにHER-SYSで把握した累計を計上。検疫は公表日前日までに厚生労働省で把握した累計を計上。
 ※2 変異株PCR陽性者数はHER-SYSで把握した累計を計上した速報値であり、自治体公表の数字とは異なる可能性がある。

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等 (1)

第23回宮城県
新型コロナウイルス感染症
対策本部会議資料抜粋
(令和3年4月3日開催)



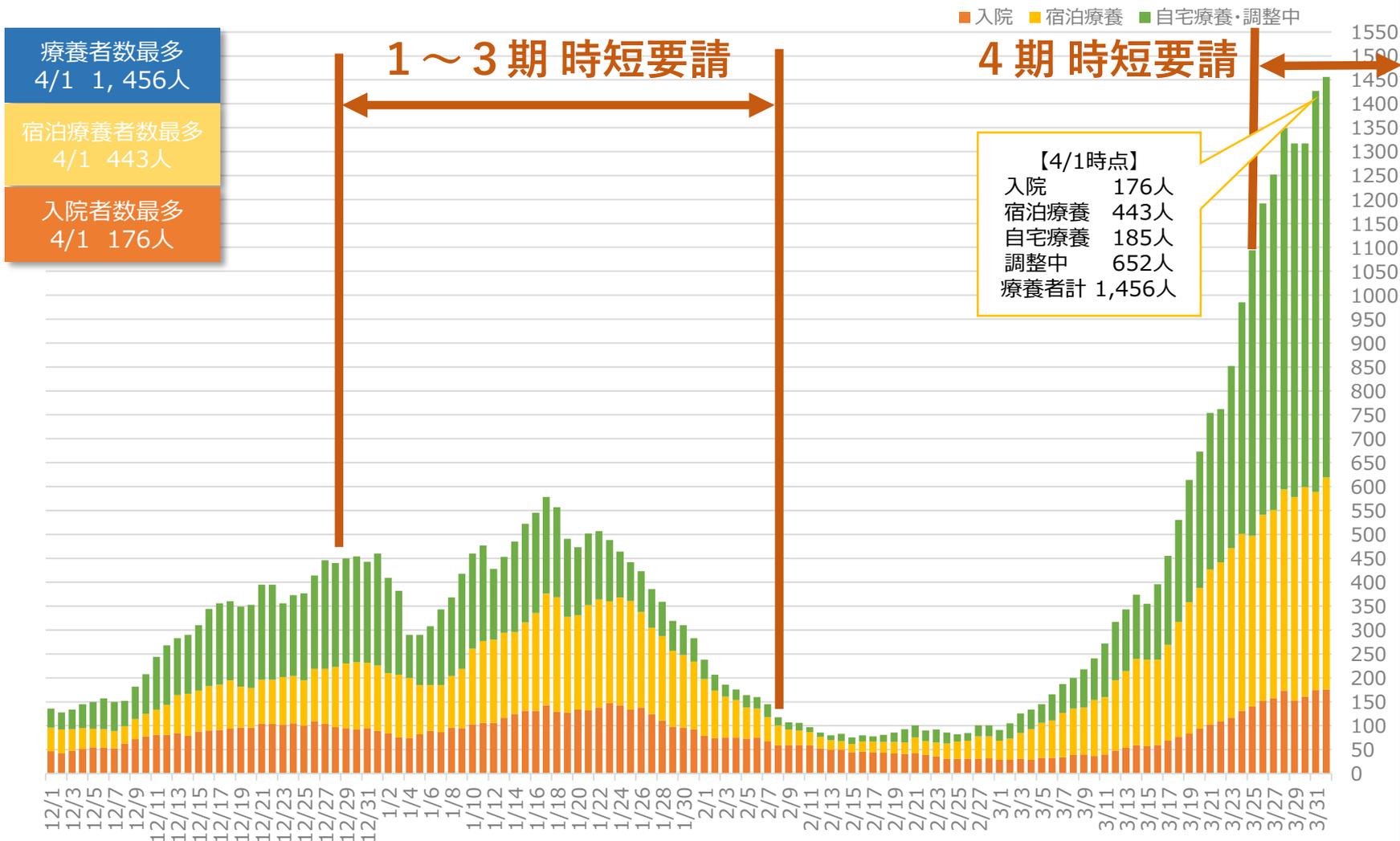
| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 計 |
|---------------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|--------------|----------------|----------------|-----------------|
| 県内新規陽性者数 (一日当たり) | 1 (1.0) | 6 (0.2) | 81 (2.7) | 0 (0.0) | 6 (0.2) | 66 (2.1) | 47 (1.5) | 199 (6.6) | 320 (10.3) | 484 (16.1) | 981 (31.6) | 1218 (39.3) | 214 (7.6) | 2415 (80.5) | 249 (124.5) | 6,287 (15.8) |
| 死亡者数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 8 | 6 | 6 | 3 | 6 | 1 | 32 |

※公表日別に集計・令和3年4月2日現在

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等（2）

宮城県 療養者数推移

(人)



施設における感染の状況（3月1日～3月20日公表分）

仙台市

| No | 公表日 | 業種・業態公表状況 | 感染者数 | クラスター |
|----|---------|----------------|------|-------------|
| 1 | R3.3.1 | 飲食店（接待を伴うもの） | 3 | |
| 2 | R3.3.2 | 飲食店（酒類を提供するもの） | 4 | |
| 3 | R3.3.5 | 飲食店（接待を伴うもの） | 7 | ○ |
| 4 | R3.3.6 | 刑事施設 | 41 | ○ |
| 5 | R3.3.7 | 飲食店（酒類を提供するもの） | 8 | ○ |
| 6 | R3.3.8 | 機械器具小売業 | 3 | |
| 7 | R3.3.9 | 社会保険事業 | 10 | ○ |
| 8 | R3.3.11 | 医療機関 | 3 | |
| 9 | R3.3.13 | 飲食店（酒類を提供するもの） | 4 | |
| 10 | R3.3.13 | 飲食店（酒類を提供するもの） | 3 | |
| 11 | R3.3.14 | 飲食店（接待を伴うもの） | 11 | ○ |
| 12 | R3.3.15 | 事業サービス業 | 15 | ○ |
| 13 | R3.3.16 | 医療機関 | 3 | |
| 14 | R3.3.16 | 事業サービス業 | 14 | ○ |
| 15 | R3.3.16 | 映像・音声・文字情報制作業 | 3 | |
| 16 | R3.3.16 | 国家公務 | 9 | ○ |
| 17 | R3.3.17 | 遊興施設 | 42 | ○ |
| 18 | R3.3.17 | 高齢者施設 | 5 | |
| 19 | R3.3.17 | 機械器具小売業 | 4 | |
| 20 | R3.3.17 | 国家公務 | 4 | |
| 21 | R3.3.18 | 飲食店（接待を伴うもの） | 5 | |
| 22 | R3.3.18 | 歯科診療所 | 4 | |
| 23 | R3.3.19 | 飲食店（接待を伴うもの） | 2 | |
| 24 | R3.3.19 | 飲食店（接待を伴うもの） | 3 | |
| 25 | R3.3.20 | 高齢者施設 | 12 | ○ |
| | | | | 計10件 |

仙台市以外

| No | 公表日 | 業種・業態公表状況 | 感染者数 | クラスター |
|----|---------|--------------|------|------------|
| 1 | R3.3.2 | 教育機関（小学校） | 3 | |
| 2 | R3.3.5 | 高齢者施設 | 11 | ○ |
| 3 | R3.3.15 | 児童関連施設 | 3 | |
| 4 | R3.3.17 | 保育施設 | 6 | ○ |
| 5 | R3.3.17 | 製造業（運送用機械器具） | 3 | |
| 6 | R3.3.17 | 建設業（設備工事業） | 4 | |
| 7 | R3.3.18 | 国家公務 | 3 | |
| | | | | 計2件 |

【業種・業態別公表数（再掲）】

| 業種・業態 | 仙台市 | 仙台市以外 |
|----------------|-----|-------|
| 飲食店（接待を伴うもの） | 6 | |
| 飲食店（酒類を提供するもの） | 4 | |
| 事業サービス業 | 2 | |
| 機械器具小売業 | 2 | |
| 医療機関 | 2 | |
| 国家公務 | 2 | 1 |
| 高齢者施設 | 2 | 1 |
| 歯科診療所 | 1 | |
| 刑事施設 | 1 | |
| 社会保険事業 | 1 | |
| 映像・音声・文字情報制作業 | 1 | |
| 遊興施設 | 1 | |
| 児童関連施設 | | 1 |
| 教育機関（小学校） | | 1 |
| 保育施設 | | 1 |
| 製造業（運送用機械器具） | | 1 |
| 建設業（設備工事業） | | 1 |
| 合計 | 25 | 7 |

施設における感染の状況（3月21日以降）

| No | 公表日 | 業種・業態公表状況 | 感染者数 | クラスター |
|----|---------|------------------|------|-------------|
| 1 | R3.3.21 | 医療機関 | 3 | |
| 2 | R3.3.21 | 家具・装備品製造業 | 23 | ○ |
| 3 | R3.3.22 | 娯楽業 | 6 | ○ |
| 4 | R3.3.22 | 高齢者施設 | 23 | ○ |
| 5 | R3.3.23 | 保険業 | 4 | |
| 6 | R3.3.23 | 飲食店（主に料理を提供するもの） | 4 | |
| 7 | R3.3.23 | 保育施設 | 15 | ○ |
| 8 | R3.3.24 | 保育施設 | 6 | ○ |
| 9 | R3.3.24 | 保育施設 | 4 | |
| 10 | R3.3.25 | 医療機関 | 3 | |
| 11 | R3.3.26 | 教育機関（高等学校） | 13 | ○ |
| 12 | R3.3.26 | 保育施設 | 4 | |
| 13 | R3.3.26 | 情報サービス業 | 5 | |
| 14 | R3.3.26 | 廃棄物処理業 | 3 | |
| 15 | R3.3.28 | 専門学校 | 18 | ○ |
| 16 | R3.3.28 | 宗教施設 | 4 | |
| 17 | R3.3.29 | 設備工事業 | 8 | ○ |
| 18 | R3.3.30 | 飲食店（接待を伴うもの） | 8 | ○ |
| 19 | R3.3.30 | 医療機関 | 5 | ○ |
| 20 | R3.4.1 | 飲食店（酒類を提供するもの） | 4 | |
| | | | | 計10件 |

仙台市

| No | 公表日 | 業種・業態公表状況 | 感染者数 | クラスター |
|----|---------|----------------|------|------------|
| 1 | R3.3.22 | 医療機関 | 7 | ○ |
| 2 | R3.3.25 | 保育施設 | 5 | |
| 3 | R3.3.25 | 教育機関（高等学校） | 9 | ○ |
| 4 | R3.3.25 | 飲食店（酒類を提供するもの） | 3 | |
| 5 | R3.3.27 | 教育機関（中学校） | 6 | ○ |
| 6 | R3.3.28 | サービス業（スポーツ関連） | 11 | ○ |
| 7 | R3.3.28 | 保育施設 | 3 | |
| 8 | R3.3.30 | 保育施設 | 4 | |
| 9 | R3.3.31 | 飲食店（酒類を提供するもの） | 9 | ○ |
| 10 | R3.3.31 | 幼稚園 | 3 | |
| 11 | R3.4.1 | 飲食店（酒類を提供するもの） | 5 | |
| 12 | R3.4.1 | 高齢者施設 | 3 | |
| | | | | 計5件 |

仙台市以外

【業種・業態別公表数（再掲）】

| 業種・業態 | 仙台市 | 仙台市以外 |
|------------------|-----|-------|
| 飲食店（接待を伴うもの） | 1 | |
| 飲食店（酒類を提供するもの） | 1 | 3 |
| 飲食店（主に料理を提供するもの） | 1 | |
| サービス業 | 1 | 1 |
| 製造業 | 1 | |
| 医療機関 | 3 | 1 |
| 高齢者施設 | 1 | 1 |
| 娯楽業 | 1 | |
| 教育機関（中学校） | | 1 |
| 教育機関（高等学校） | 1 | 1 |
| 専門学校 | 1 | |
| 幼稚園 | | 1 |
| 保育施設 | 4 | 3 |
| 建設業（設備工事業） | 4 | |
| 合計 | 20 | 12 |

受入可能病床数

| | 確保病床 | |
|---------------|-------|-------|
| | 全入院者 | うち重症者 |
| 時点 | 4/1 | 4/1 |
| 使用率 | 65.2% | 37.5% |
| 実績 (使用病床数) | 176床 | 9床 |
| 母数 (確保病床数) | 270床 | 24床 |

医療提供体制・監視体制・感染の状況に係るステージ移行指標(新型コロナウイルス感染症対策分科会)に係る本県の状況

| 項目 | 【医療提供体制】 | | | | 【監視体制】 | 【感染の状況】 | | | |
|--------------|-------------|---------------|-----------------------|-------------------------|--------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------|----------------------|
| | ①病床のひっ迫具合 | | | | ②療養者数 (対人口10万人) | ③陽性者数 /PCR検査件 数(最近1 週間) | ④直近1週 間の陽性者 数(対人口 10万人) | ⑤直近1週間 とその前1週 間の比 | ⑥感染経路 不明な者の 割合 |
| | 全入院者 | | 重症患者 | | | | | | |
| | 確保病床 使用率 | 確保想定 病床使用率 | 確保病床 使用率 【重症患者】 | 確保想定 病床使用率 【重症患者】 | | | | | |
| 指標値 | 51.0% | 39.1% | 20.9% | 13.8% | 60.1人 | 12.3% | 35.1人 | 0.9 | 57.5% |
| ステージⅢ の指標 | 25% | 20% | 25% | 20% | 15人 | 10% | 15人 | 1 | 50% |
| ステージⅣ の指標 | | 50% | | 50% | 25人 | 10% | 25人 | 1 | 50% |

(参考1) 指標値算出のための実績値等

| | | | | | | | | | |
|----|------|------|-----|-----|---------|--------------|--------------|-------------------------|---------------|
| 時点 | 4/1 | 4/1 | 4/1 | 4/1 | 4/1 | 3/26 ~4/1 | 3/26 ~4/1 | 3/26 ~4/1 3/19 ~3/25 | 3/20 ~3/26 |
| 実績 | 176床 | 176床 | 9床 | 9床 | 1385人 | 809人 | 809人 | 809人 | 515人 |
| 母数 | 345床 | 450床 | 43床 | 65床 | 2,306千人 | 6,596人 | 2,306千人 | 892人 | 895人 |

医療提供体制・監視体制・感染の状況に係るステージ移行指標

要請終了

要請4期

直近

| 日付 | 【医療提供体制】 | | | | 【監視体制】 | | 【感染の状況】 | | |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|------------------------|---------------------|----------------------|
| | ①病床のひっ迫具合 | | | | ②療養者数 対人口10万人 | ③陽性者数/ PCR検査件数 (最近1週間) % | ④直近1週間の陽性者数 対人口10万人 | ⑤直近1週間 とその前1週間の比 | ⑥感染経路 不明な者の 割合 |
| | 全入院者 | | 重症患者 | | | | | | |
| | 確保病床使用率 | 確保想定病床使用率 | 確保病床使用率 【重症患者】 | 確保想定病床使用率 【重症患者】 | | | | | |
| % | % | % | % | | | | | | |
| ステージⅢの指標 | 25% | 20% | 25% | 20% | 15人 | 10% | 15人 | 1 | 50% |
| ステージⅣの指標 | | 50% | | 50% | 25人 | 10% | 25人 | 1 | 50% |
| R3.2.7 | 19.4% (▲2.3) | 14.9% (▲1.8) | 16.3% (+0.0) | 10.8% (+0.0) | 6.3人 (▲0.7) | 1.8% (▲0.6) | 2.6人 (▲0.7) | 0.4 (▲0.1) | |
| R3.2.8 | 17.1% (▲2.3) | 13.1% (▲1.8) | 16.3% (+0.0) | 10.8% (+0.0) | 5.1人 (▲1.2) | 1.7% (▲0.1) | 2.6人 (▲0.1) | 0.4 (+0.0) | |
| R3.2.9 | 17.4% (+0.3) | 13.3% (+0.2) | 16.3% (+0.0) | 10.8% (+0.0) | 4.6人 (▲0.5) | 1.6% (▲0.1) | 2.3人 (▲0.3) | 0.5 (+0.0) | 50.0% |
| R3.2.10 | 17.4% (+0.0) | 13.3% (+0.0) | 14.0% (▲2.3) | 9.2% (▲1.5) | 4.6人 (▲0.0) | 1.5% (▲0.1) | 2.1人 (▲0.2) | 0.6 (+0.1) | |
| R3.2.11 | 17.1% (▲0.3) | 13.1% (▲0.2) | 14.0% (+0.0) | 9.2% (+0.0) | 4.2人 (▲0.4) | 1.3% (▲0.2) | 1.6人 (▲0.5) | 0.4 (▲0.1) | |
| R3.2.12 | 15.4% (▲1.7) | 11.8% (▲1.3) | 16.3% (+2.3) | 10.8% (+1.5) | 3.7人 (▲0.5) | 0.9% (▲0.4) | 1.0人 (▲0.6) | 0.3 (▲0.1) | |
| R3.2.13 | 14.5% (▲0.9) | 11.1% (▲0.7) | 11.6% (▲4.7) | 7.7% (▲3.1) | 3.5人 (▲0.3) | 0.9% (+0.0) | 1.0人 (▲0.0) | 0.3 (+0.0) | |
| R3.2.14 | 14.5% (+0.0) | 11.1% (+0.0) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 3.6人 (+0.1) | 1.5% (+0.6) | 1.4人 (+0.4) | 0.5 (+0.2) | |
| R3.2.15 | 13.0% (▲1.4) | 10.0% (▲1.1) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 3.3人 (▲0.3) | 1.7% (+0.2) | 1.4人 (+0.0) | 0.6 (+0.0) | |
| R3.2.16 | 13.3% (+0.3) | 10.2% (+0.2) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 3.5人 (+0.2) | 1.8% (+0.1) | 1.5人 (+0.1) | 0.7 (+0.1) | 48.1% |
| R3.2.17 | 13.0% (▲0.3) | 10.0% (▲0.2) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 3.4人 (▲0.1) | 1.9% (+0.1) | 1.6人 (+0.1) | 0.8 (+0.1) | (▲1.9) |
| R3.2.18 | 12.8% (▲0.3) | 9.8% (▲0.2) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 3.5人 (+0.1) | 2.0% (+0.1) | 1.8人 (+0.2) | 1.1 (+0.4) | |
| R3.2.19 | 12.2% (▲0.6) | 9.3% (▲0.4) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 3.7人 (+0.2) | 2.6% (+0.6) | 2.3人 (+0.5) | 2.3 (+1.1) | |
| R3.2.20 | 11.9% (▲0.3) | 9.1% (▲0.2) | 9.3% (▲2.3) | 6.2% (▲1.5) | 4.0人 (+0.3) | 2.9% (+0.3) | 2.6人 (+0.3) | 2.7 (+0.4) | |
| R3.2.21 | 12.2% (+0.3) | 9.3% (+0.2) | 9.3% (+0.0) | 6.2% (+0.0) | 4.4人 (+0.3) | 2.5% (▲0.4) | 2.3人 (▲0.3) | 1.7 (▲1.0) | |
| R3.2.22 | 11.3% (▲0.9) | 8.7% (▲0.7) | 9.3% (+0.0) | 6.2% (+0.0) | 3.9人 (▲0.5) | 2.6% (+0.2) | 2.5人 (+0.2) | 1.8 (+0.1) | |
| R3.2.23 | 10.4% (▲0.9) | 8.0% (▲0.7) | 7.0% (▲2.3) | 4.6% (▲1.5) | 4.0人 (+0.1) | 2.8% (+0.2) | 2.4人 (▲0.1) | 1.6 (▲0.2) | 57.1% |
| R3.2.24 | 9.0% (▲1.4) | 6.9% (▲1.1) | 9.3% (+2.3) | 6.2% (+1.5) | 3.7人 (▲0.3) | 2.7% (▲0.1) | 2.4人 (▲0.0) | 1.5 (▲0.1) | (+9.0) |
| R3.2.25 | 9.0% (+0.0) | 6.9% (+0.0) | 7.0% (▲2.3) | 4.6% (▲1.5) | 3.6人 (▲0.2) | 2.8% (+0.1) | 2.5人 (+0.1) | 1.4 (▲0.1) | |
| R3.2.26 | 9.0% (+0.0) | 6.9% (+0.0) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 3.7人 (+0.1) | 2.7% (▲0.1) | 2.4人 (▲0.0) | 1.0 (▲0.3) | |
| R3.2.27 | 9.0% (+0.0) | 6.9% (+0.0) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 4.4人 (+0.7) | 2.9% (+0.2) | 2.5人 (+0.0) | 0.9 (▲0.1) | |
| R3.2.28 | 9.3% (+0.3) | 7.1% (+0.2) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 4.4人 (+0.0) | 3.2% (+0.3) | 2.6人 (+0.2) | 1.1 (+0.2) | |
| R3.3.1 | 8.4% (▲0.9) | 6.4% (▲0.7) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 3.9人 (▲0.4) | 3.4% (+0.2) | 2.9人 (+0.2) | 1.1 (+0.0) | 52.6% |
| R3.3.2 | 8.4% (+0.0) | 6.4% (+0.0) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 4.6人 (+0.6) | 4.2% (+0.7) | 4.1人 (+1.3) | 1.7 (+0.6) | (▲4.5) |
| R3.3.3 | 9.0% (+0.6) | 6.9% (+0.4) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 5.5人 (+0.9) | 4.4% (+0.3) | 4.6人 (+0.5) | 1.9 (+0.2) | |
| R3.3.4 | 8.4% (▲0.6) | 6.4% (▲0.4) | 9.3% (+2.3) | 6.2% (+1.5) | 5.8人 (+0.3) | 5.0% (+0.6) | 5.5人 (+0.9) | 2.2 (+0.3) | |
| R3.3.5 | 9.6% (+1.2) | 7.3% (+0.9) | 11.6% (+2.3) | 7.7% (+1.5) | 6.3人 (+0.5) | 5.1% (+0.1) | 5.8人 (+0.3) | 2.4 (+0.2) | |
| R3.3.6 | 9.6% (+0.0) | 7.3% (+0.0) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 7.2人 (+0.9) | 5.8% (+0.7) | 7.3人 (+1.5) | 2.9 (+0.6) | |
| R3.3.7 | 9.9% (+0.3) | 7.6% (+0.2) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 8.1人 (+0.9) | 6.3% (+0.5) | 8.2人 (+0.9) | 3.1 (+0.1) | |
| R3.3.8 | 11.3% (+1.4) | 8.7% (+1.1) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 8.7人 (+0.6) | 6.5% (+0.3) | 8.7人 (+0.6) | 3.0 (▲0.0) | |
| R3.3.9 | 11.6% (+0.3) | 8.9% (+0.2) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 9.5人 (+0.8) | 6.3% (▲0.2) | 8.5人 (▲0.2) | 2.1 (▲1.0) | 52.7% |
| R3.3.10 | 10.7% (▲0.9) | 8.2% (▲0.7) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 10.4人 (+1.0) | 7.1% (+0.8) | 9.5人 (+1.0) | 2.1 (▲0.0) | (+0.0) |
| R3.3.11 | 11.6% (+0.9) | 8.9% (+0.7) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 11.8人 (+1.3) | 8.1% (+1.0) | 11.3人 (+1.8) | 2.1 (▲0.0) | |
| R3.3.12 | 13.9% (+2.3) | 10.7% (+1.8) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 13.7人 (+2.0) | 8.4% (+0.4) | 12.3人 (+1.0) | 2.1 (+0.1) | |
| R3.3.13 | 15.7% (+1.7) | 12.0% (+1.3) | 11.6% (+0.0) | 7.7% (+0.0) | 14.8人 (+1.1) | 9.1% (+0.7) | 12.9人 (+0.7) | 1.8 (▲0.4) | |
| R3.3.14 | 17.1% (+1.4) | 13.1% (+1.1) | 14.0% (+2.3) | 9.2% (+1.5) | 16.2人 (+1.3) | 9.0% (▲0.1) | 12.8人 (▲0.1) | 1.6 (▲0.2) | |
| R3.3.15 | 16.5% (▲0.6) | 12.7% (▲0.4) | 14.0% (+0.0) | 9.2% (+0.0) | 15.4人 (▲0.8) | 8.9% (▲0.1) | 14.1人 (+1.3) | 1.6 (+0.0) | |
| R3.3.16 | 17.4% (+0.9) | 13.3% (+0.7) | 9.3% (▲4.7) | 6.2% (▲3.1) | 17.1人 (+1.8) | 10.1% (+1.3) | 17.6人 (+3.5) | 2.1 (+0.4) | 59.2% |
| R3.3.17 | 20.0% (+2.6) | 15.3% (+2.0) | 9.3% (+0.0) | 6.2% (+0.0) | 19.7人 (+2.6) | 11.2% (+1.0) | 20.1人 (+2.5) | 2.1 (+0.1) | (+6.5) |
| R3.3.18 | 22.3% (+2.3) | 17.1% (+1.8) | 9.3% (+0.0) | 6.2% (+0.0) | 22.7人 (+3.0) | 10.9% (▲0.2) | 21.4人 (+1.3) | 1.9 (▲0.2) | |
| R3.3.19 | 24.3% (+2.0) | 18.7% (+1.6) | 7.0% (▲2.3) | 4.6% (▲1.5) | 26.4人 (+3.6) | 11.4% (+0.5) | 24.6人 (+3.2) | 2.0 (+0.1) | |
| R3.3.20 | 27.2% (+2.9) | 20.9% (+2.2) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 29.0人 (+2.6) | 12.4% (+0.9) | 26.5人 (+1.9) | 2.1 (+0.0) | |
| R3.3.21 | 29.9% (+2.6) | 22.9% (+2.0) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 32.5人 (+3.6) | 12.3% (▲0.1) | 28.2人 (+1.6) | 2.2 (+0.1) | |
| R3.3.22 | 31.6% (+1.7) | 24.2% (+1.3) | 4.7% (▲2.3) | 3.1% (▲1.5) | 32.9人 (+0.4) | 12.6% (+0.3) | 29.7人 (+1.5) | 2.1 (▲0.1) | |
| R3.3.23 | 33.9% (+2.3) | 26.0% (+1.8) | 4.7% (+0.0) | 3.1% (+0.0) | 36.9人 (+3.9) | 13.9% (+1.3) | 33.4人 (+3.7) | 1.9 (▲0.2) | |
| R3.3.24 | 38.0% (+4.1) | 29.1% (+3.1) | 4.7% (+0.0) | 3.1% (+0.0) | 42.6人 (+5.8) | 13.8% (▲0.1) | 36.0人 (+2.6) | 1.8 (▲0.1) | 57.5% |
| R3.3.25 | 40.9% (+2.9) | 31.3% (+2.2) | 7.0% (+2.3) | 4.6% (+1.5) | 47.4人 (+4.7) | 14.4% (+0.6) | 38.7人 (+2.6) | 1.8 (+0.0) | (▲1.6) |
| R3.3.26 | 44.1% (+3.2) | 33.8% (+2.4) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 51.6人 (+4.2) | 13.8% (▲0.6) | 38.8人 (+0.1) | 1.6 (▲0.2) | |
| R3.3.27 | 45.5% (+1.4) | 34.9% (+1.1) | 7.0% (+0.0) | 4.6% (+0.0) | 54.2人 (+2.6) | 13.6% (▲0.2) | 40.8人 (+2.0) | 1.5 (▲0.0) | |
| R3.3.28 | 50.1% (+4.6) | 38.4% (+3.6) | 23.3% (+16.3) | 15.4% (+10.8) | 58.4人 (+4.2) | 13.7% (+0.2) | 41.5人 (+0.7) | 1.5 (▲0.1) | |
| R3.3.29 | 44.3% (▲5.8) | 34.0% (▲4.4) | 23.3% (+0.0) | 15.4% (+0.0) | 57.0人 (▲1.4) | 13.1% (▲0.6) | 40.9人 (▲0.6) | 1.4 (▲0.1) | |
| R3.3.30 | 46.7% (+2.3) | 35.8% (+1.8) | 23.3% (+0.0) | 15.4% (+0.0) | 57.0人 (+0.0) | 13.0% (▲0.2) | 41.1人 (+0.1) | 1.2 (▲0.1) | |
| R3.3.31 | 50.7% (+4.1) | 38.9% (+3.1) | 23.3% (+0.0) | 15.4% (+0.0) | 61.8人 (+4.8) | 13.4% (+0.4) | 40.6人 (▲0.4) | 1.1 (▲0.1) | |
| R3.4.1 | 51.0% (+0.3) | 39.1% (+0.2) | 20.9% (▲2.3) | 13.8% (▲1.5) | 60.1人 (▲1.7) | 12.3% (▲1.1) | 35.1人 (▲5.6) | 0.9 (▲0.2) | |

※R3.4.2時点

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

令和 3 年 4 月 1 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関してまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨及び次の事項を公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 5 日までとする。ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、大阪府及び兵庫県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

宮城県・仙台市 緊急事態宣言発令中

期間：3月18日から5月5日

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

【要請期間】 4月5日～5月5日

【対象区域】 県内全域

宮城県・仙台市 緊急事態宣言 5月5日まで延長

● 県民への要請（県内全域）

- 不要不急の外出や移動を自粛すること。
- 県外との不要不急の往来は自粛すること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、慎重に判断すること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
(第31条の6第2項)
- 歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見などの開催を自粛すること
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること・会話の際のマスク着用を徹底すること、
飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策への積極的に協力すること

● イベントの開催についての要請（県内全域）（特措法第24条第9項）

※県主催・共催のイベントを含む

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

| 期間 | 収容率 | | 人数上限 |
|---------------|--|---|----------|
| 4月5日 ～5月5日 | <p>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2） | <p>大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウスナイトクラブでのイベント等 | 5,000人以下 |
| | <p>100%以内 （席がない場合は適切な間隔）</p> | <p>50%（※1）以内 （席がない場合は十分な間隔）</p> | |

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

● **飲食店への要請（仙台市内）** ※県有施設を含む

【**営業時間短縮の協力要請**】（特措法第31条の6第1項）

| | |
|------|--|
| 期間 | 令和3年4月5日（月）午後8時から令和3年5月6日（木）午前5時まで |
| 対象施設 | 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※一部対象外の飲食店あり |
| 要請内容 | 午前5時から午後8時までの時間短縮営業 （酒類の提供は午前11時から午後7時まで） |

【**その他の要請**】（特措法第31条の6第1項・特措法第24条第9項）

| | |
|------|---|
| 要請内容 | <p>《<u>特措法第31条の6第1項に基づくもの</u>》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 ○ 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <p>《<u>特措法第24条第9項に基づくもの</u>》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CO2センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店） |
|------|---|

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

● 飲食店への要請（仙台市を除く県内全域） ※県有施設を含む

【営業時間短縮の協力要請】（特措法第24条第9項）

| | |
|--------------------|--|
| <p>期間</p> | <p>令和3年4月5日（月）午後9時から令和3年5月6日（木）午前5時まで</p> |
| <p>対象施設</p> | <p>（食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設）</p> <p>① 接待を伴う飲食店 <small>※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗</small></p> <p>② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）</p> |
| <p>要請内容</p> | <p>午前5時から午後9時までの時間短縮営業</p> |

【その他の要請】（特措法第24条第9項）

| | |
|--------------------|--|
| <p>要請内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 ○ 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） ○ CO2センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店） |
|--------------------|--|

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ **催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）**

●その他の施設への感染拡大防止の協力依頼（仙台市内） ※県有施設を含む

| 対象施設 | 協力依頼内容 |
|----------------------------------|--|
| 運動施設、遊技場 | <ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで） ※法に基づかない任意の協力のお願い ○入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気 ○業種別ガイドラインの遵守 |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | |
| 集会場又は公会堂、展示場 | |
| 博物館、美術館又は図書館 | |
| ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） | |
| 遊興施設※ | |
| 物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く） | |
| サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く） | |

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

●事業者への要請（県内全域）

- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

●大学等への要請（県内全域）

- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請等の概要

| 対象区域 | 仙台市 特措法第31条の6に基づく まん延防止等重点措置 | 仙台市を除く県内全域 特措法第24条第9項に基づく要請 |
|-------|---|--|
| 対象期間 | 令和3年4月5日（月）午後8時から 令和3年5月6日（木）午前5時 | 令和3年4月5日（月）午後9時から 令和3年5月6日（木）午前5時 |
| 対象施設 | 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※一部対象外の飲食店あり | 食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 ① 接待を伴う飲食店 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む） |
| 要請内容 | 午前5時から午後8時までの時間短縮営業 （酒類の提供は午前11時から午後7時まで） 入場する者の整理等，マスク着用の周知，感染防止措置を実施しない者の入場の禁止等 | 午前5時から午後9時までの時間短縮営業 |
| 命令・過料 | 上記要請について，正当な理由が無く応じないとき ➤ 要請に係る措置を講じるよう命じることができる ➤ 命令に違反したときは，20万円以下の過料 | - |
| その他 | 上記の営業時間以降，飲食店にみだりに出入りしないよう，住民に対して要請 | - |

新型コロナウイルス感染症に関する留意事項について

令和3年4月5日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 他の都道府県等の往来

- (1) 不要不急の帰省や旅行など、まん延防止等重点措置が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

まん延防止等重点措置が発令されている地域

宮城県、大阪府、兵庫県

- (2) 感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域との往来は慎重に判断するようお願いします。

感染が拡大している地域

- 直近1週間の新規患者数（対人口10万人）が、15人以上の地域^(※1)
沖縄県、奈良県、東京都、山形県、愛媛県

外出の自粛等が要請されている地域

- 不要不急の往来や外出の自粛のお願いをしている地域^(※1)
北海道（札幌市）、山形県（山形市、寒河江市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、長崎県、沖縄県

※1 「感染が拡大している地域」及び「外出の自粛等が要請されている地域」

まん延防止等重点措置が発令されている地域を除く。（4月4日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、県ホームページで公開していますので、移動の際は、訪問先や出発地の状況の確認をお願いします。）

2 年度初めにおける感染防止

年度初めは、人の移動や集まる機会が多くなることから、感染リスクの高まる場面に一層の注意をお願いします。

- 歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものは、大人数や長時間におよぶ飲食など感染リスクの高まる場面に注意

して開催すること。^(※2)

- ・ 人に接する場合、特にお年寄りに接する場合や会食を伴う場合は、感染対策に気を付けること。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県される際は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること。^(※3)

※2 感染リスクの高まる場面

飲食に当たっては、一定の人数や時間による制限をするものではありませんが、以下のような「感染リスクが高まる場面」に注意して開催いただくようお願いします。

- (1) 少人数であっても、狭小な空間や他の集団と一緒に密着した空間で行われる飲食の場面
- (2) 家庭や職場など、いつも近くにいる人以外との飲食の場面
- (3) 時間の経過に伴い、至近距離での会話や接触のリスクが高まる場面

※3 それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、「不要不急の外出の自粛」、「会食は4人以下で」、「歓送迎会、謝恩会は控えて」等の要請が出されている場合、本県に來られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。(一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。)

3 基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施をお願いします。

特にも重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）^(※4)は一層の注意をお願いします。

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 密閉、密集、近距離での会話や発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける

【県民及び岩手県来訪者】

毎日の健康確認、体調不良時は外出を避ける、受診前の電話相談、常時マスク着用、三密を伴う会合等の回避

【事業所】

健康状態・行動歴の記録

【接待を伴う飲食店の利用者と従事者】

接触情報、連絡先情報の記録

【医療機関】

積極的な検査の実施

※4 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があります。

また、妊婦や喫煙歴なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（厚生労働省）

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援してくださるようお願いいたします。

地域観光事業支援について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、**ステージII相当以下**と判断した都道府県において、当該都道府県が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する割引及び地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業

事業スキーム



支援内容・実施期間

<支援内容>

- 居住地と**同一県内の旅行**を割引支援。
- 支援内容など制度設計は全て都道府県において決定。
※国は**1人泊当たり5千円・商品代金の50%を上限に支援**
(日帰り旅行の場合は1人当たり5千円・商品代金の50%を上限)
- 地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券など、地域の土産物店、飲食店、公共交通機関などの地域の幅広い産業に裨益する支援策を併せて実施する場合は、**1人泊当たり2千円を上限に追加支援**。
(日帰り旅行の場合は1人当たり2千円を上限に追加支援。)

<実施期間>

- 4月1日以降、準備が整った都道府県から開始し、当面5月31日宿泊分(6月1日チェックアウト分)までとする。
予算規模は、約3,000億円。